

強度行動障害のある方の支援者に対する研修 及び行動障害者支援センターについて

1

千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課
県立施設改革班

2

目次

- 1 研修の概要
- 2 研修の成果
- 3 行動障害者支援センターについて
- 4 行動障害者支援センター派遣概要
- 5 行動障害者支援センター派遣の成果について(事例紹介)

1 研修の概要①

3

◎ 強度行動障害のある方の支援者に対する研修

1年間、約30日にわたる研修を実施し、支援に携わる職員の専門性を高め、高度な知識と支援スキルを持った、圏域での中核的人材を育成し、支援体制の充実を図る。

○ 研修内容

- ・ 講義：障害特性の理解と支援に必要な知識を身につける。
- ・ 記録検討会議：4名のグループで、行動記録をもとに支援内容の検討を行う。
- ・ 施設訪問指導：講師が施設環境、支援状況、対象者を実際に確認し、支援内容の助言を行う。
- ・ 指導技術研修：受講者が自分と同じ法人・事業所の支援員を指導するために必要な指導技術の習得を行う。
- ・ 公開実践報告会：具体的な事例について、研修により実践した支援内容の発表を行う。

○ 費用

無料

(県外事業所を見学する際には、実費（交通費、宿泊代）をご負担いただきます。)

1 研修の概要②

4

○ 受講対象者

障害者支援施設、共同生活援助事業所、生活介護事業所等の支援員16名

○ 留意事項

- ・ 研修や施設訪問指導を通して検討を行う事例を挙げていただきます。また、その事例に関して、支援の記録を行うことや検討内容を実践に移すこと等が研修に含まれます。
- ・ 各施設において研修内容を実践に反映させることのできる役割を担う方であり、かつ行動障害のある方の支援経験が概ね5年以上あり、現在も行動障害のある方の支援に当たっている方が受講対象者になります。
* 支援経験が5年未満の方を受講生として選出されたい場合はご相談ください。
* 全ての研修プログラムは、同一の受講者に限定した研修となります。勤務調整等ご配慮下さい。

○ 受講申込み受付

令和6年4月上旬～中旬ごろ

2 研修の成果①

5 ○ 受講実績

修了者数：平成26年度～令和4年度 138名
(平成26～30年度：各16名、令和元年度：15名、
令和2・3年度：各14名、令和4年度：15名)

※圏域別修了者数

千葉	船橋	柏	習志野	市川	松戸	野田	印旛	合計
13	7	10	7	8	7	14	21	
香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	
9	9	1	2	4	5	16	5	138

<修了者アンケートより>

- ・ 研修でP D C Aサイクルや自立課題、環境設定等を学んだことで関わり方についてのヒントを得ることができた。
- ・ 行動面だけでなくその背景の確認の大切さを再認識できた。
- ・ 視覚支援や活動場所の物理的構造化などを取り入れ、対象者の行動問題の減少へと繋げることができた。
- ・ 他寮のケース会議へ参加し、知識の共有・支援統一に取り組んでいる。
- ・ 研修で学んだアセスメント方法について、利用者の方の支援ケース検討の手法として、事業所内に定着してきている。

2 研修の成果②

6

<修了者の施設所属長アンケートより>

- ・ 知識や技術を習得したことで、支援の幅、アプローチの仕方が広がり、より多くの支援が実践されていると感じる。
リーダー的存在として、他職員への情報提供等に積極的に取り組んでいる。
- ・ 受講者以外の職員にも良い影響があったと感謝している。
- ・ 研修を通して、一人一人の職員が利用者の強みをいかし、障害特性と環境に配慮し、一貫したチームによる支援が必要であることを学び、実践に生かされている。
- ・ 個々の利用者の障害特性に合わせ、環境を整え、利用者の強みをいかすことで、適切な行動の増加につながり行動障害が軽減している。

3 行動障害者支援センターについて

7

○ 目的

- ・ 16人研修の修了者を「行動障害者支援センター（以下「センター」）」として、障害者入所施設、グループホーム等へ派遣する。
- ・ 支援の現状や記録等を確認し、支援への指導・助言等を行うことにより、各事業所における行動障害者に対する支援の質の向上を図る。

○ サポーター登録者

16人研修修了者のうち、修了者本人及び所属長の承諾をいただいた方。
(令和6年3月現在、修了者138名中96名が登録)

※圏域別登録者数

千葉	船橋	柏	習志野	市川	松戸	野田	印旛	合計
9	4	6	4	7	4	11	17	
香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	
5	6	0	3	1	5	12	2	96

4 行動障害者支援センター派遣概要①

8

○ 事業内容

- ・ 行動障害のある方の支援に関して、困難事例を有し、センターの派遣を希望する事業所を訪問し、該当利用者の支援状況の確認及び課題検討を行うとともに、支援について指導助言を行う。
- ・ 派遣受入事業所では、センターからの助言を元に、一定期間支援を行い、その結果について次回センター訪問時に報告、記録等を提示、再度課題検討を行う。
- ・ 1事業所当たり、訪問回数は原則5回以内とする。

【訪問例】

- 1回目 対象者の支援状況・記録確認、アセスメント実施
- 2回目 ケース検討、プラン作成
- 3回目 P D C Aサイクル①終了、プラン作成
- 4回目 P D C Aサイクル②終了、プラン作成
- 5回目 P D C Aサイクル③終了、プラン作成、まとめ

4 行動障害者支援サポーター派遣概要②

9 ○ 派遣対象事業所

次の要件をすべて満たす事業所

- (1) 福祉型障害児入所、施設入所支援、生活介護又は共同生活援助等を行う事業所
- (2) 行動障害のある利用者の支援に関して困難事例を抱えている事業所
- (3) 事業所の支援者がサポーターと共に支援方法の検討を行い、その内容を実践に移し、支援の記録を行うことができる事業所

○ 募集事業所

16事業所（予定）

○ 費用

サポーター派遣に係る事業所の費用負担はありません。

○ 派遣先募集開始

令和6年4月中旬

5 行動障害者支援サポーター派遣の成果について(事例紹介)

10 <サポーター派遣の内容>

所内研修会の講師、記録の取り方の提案、氷山モデルや機能分析など分析方法の提案、支援計画の変更への助言、結果の確認

<支援の経過>

最初に職員全員で支援方法について学ぶ研修会を何回か実施した。その後、実際の利用者への支援について、事例検討を通して見直しをはかった。ご本人の特性や飲水の意味を捉えなおし、構造化や水分提供方法について支援計画を変更したところ、水分量をコントロールすることができるようになってきた。

<事業所の感想>

色々な研修を受けても実践にどう生かしていくか、わからない職員も多かったのですが、今回のサポーター派遣事業を受け、実践への生かし方を学ぶことができました。事例を通して、対象者の方の特性に合わせた具体的な支援方法のご指導と併せて職員の支援姿勢を学ばせていただきました。また、私のほうから「職員自身が支援の組み立てを考えられるようになってほしい」とお話をさせて頂いたので、支援の組み立ての道筋なども丁寧にご指導くださっていたように思います。

問合せ先

〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
(担当班) 県立施設改革班
電話: 043-223-2339
FAX: 043-222-4133
E-mail: syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp

御視聴ありがとうございました。